

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの子どもたちの  
児童発達支援などの  
利用料が無償化されます



## ○ 対象児童

対象期間は、満3歳になったあとの最初の4月1日から  
小学校入学前までの3年間です。

具体的に  
言うと…

時 期	対 象 児 童
令和元年10月1日～ 令和2年3月31日	平成25年4月2日～ 平成28年4月1日生まれ
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	平成26年4月2日～ 平成29年4月1日生まれ

## ○ 適 用

※令和元年10月分の利用者負担額から対象となります。

※利用者負担以外の費用（食費など、実費で負担しているもの）は  
これまでどおり保護者の負担となります。

※幼稚園・保育所・認定こども園等と併用利用する場合は、  
両方とも無償化の対象となります。

※無償化にともなう新たな手続きは必要ありません。



お問合せ先

牧之原市役所 社会福祉課 障害者支援係

☎ 0548-23-0072